

和地ひとみレポート No.204

H28年第2回市議会定例会：一般質問 ②長期にわたり休職している職員への対応について
良い意味での緊張感ある組織風土の醸成を

■市行政を担う上で重要な職員

…6月1日から17日まで開催されていたH28年第2回市議会定例会で私は以下の2つのテーマについて一般質問を行いました。

■自治会について

(※このテーマについてはNo.203号に掲載)

①自治会に対する市の認識について

ア:自治会の目的は。

イ:自治会と行政の関係は。

また、行政の中での位置づけは。

ウ:行政が自治会にできることは何か。

エ:行政が自治会に期待することは何か。

②市内の自治会の主な課題は

③地域生活向上ならびに課題の解決について

ア:地域自治の現状と課題について。

イ:自治会ならびに地域にあるそのほかの組織との連携などについて。

ウ:行政が取り組めることについて

■長期にわたり休職している職員への対応について

①現状について

ア:直近の過去5年間の人数と各対象者の休職期間について。

イ:上記アの対象者に対し市が負担している金額について。

ウ:その他、現状の傾向について。

②市の対応と認識している問題について

…今まで私がおこなった議会での一般質問では、地方自治体の事務事業の量的増加、複雑化により、既存の職員数での対応が困難な状況であることがわかりました。このような状況下においては、職員一人ひとりの戦力としての重要性も増していると思われま

す。しかし、心身の不調での長期休職をする職員は毎年見られる状況。もちろん、人間誰しも様々な要因で身心を患うことがあることは事実で、それは市の職員においても同様だということは十分理解していますが、民間企業とは違い、市民の税金を原資として行政運営を行う市は、効率よく、かつ効果的に業務にあたれるよう万全の体制を維持することは民間企業より求められることだと思います。

そこで、今回は長期にわたり休職している職員への対応について確認すべく、このテーマを取り上げました。



■長期休職の現状は

…現在の市職員の長期休職の現状について確認したところ「長期にわたり休職している職員の人数及び休職期間については、公務災害等を除き90日までが病欠休暇となり、90日を超えると地方公務員法の『分限処分※』である休職となる。分限処分としての休職者の人数については、平成23年度が10人、平成24年度が10人、平成25年度が8人、平成26年度が5人、平成27年度が9人となっている。休職期間については、平成27年度の9人の内訳で申し上げると、90日未満が2人、90日以上180日未満が4人、180日以上1年未満が1人、1年が2人となっている。」との市長答弁でした。

…また、長期休職の傾向については「長期休職者については、減少時期と増加時期を繰り返すという傾向がある。特にメンタルを原因とする場合、この傾向が顕著にあらわれている。」とのことでした。

※分限処分※

一般職の公務員で勤務実績が良くない場合や、心身の故障のためにその職務の遂行に支障がある、または勤務に堪えない場合など、その職に必要な適格性を欠く場合、公務の効率性を保つことを目的とし、その職員の意に反して行われる処分のこと。処分の種類は「降任」=現在の職より下位の職に任命する処分、「免職」=職員の意に反してその職を失わせる処分、「休職」=職を保有したまま職員を一定期間職務に従事させない処分、「降給」=職員が現に決定されている給料よりも低額の給料額に決定する処分がある。

■市の負担は

…市からは毎年決算時に職員数の変遷は示されますが長期休職者の人数やそのための市の費用負担などは公開されません。限られた財源のため、取り組みたくても取り組めない事業があるなか、財源の使途のひとつとして、これらの数字を把握することは重要です。そこで、休職者に対する雇用保障の規定やそれに要している市の負担金額について確認しました。「分限処分による休職の場合は、1年間は給料及び地域手当等の80%を市が支給する。市からの支給は1年間で終了し、1年を超えた場合、それ以降の1年6カ月の間、市町村職員共催組合から傷病手当（給与の約67%）が支給される。」とのことで、この東大和市の規定は東京都に準じているとのことでした。

(裏面に続く)

…長期休職者が出た場合、市は上記答弁のように給与、諸手当を支給しますが、そのほかに、その職員に対する共済組合への負担金も市は負担し、市町村職員共済組合から傷病手当が支給されている期間についても、市は共済組合の負担金を組合に支払うこととなっているとのことでした。また、長期休職となった職員の業務を補うための臨時職員を雇用する場合もあるとのこと。実際に長期休職している具体的な職員を例に出すことは難しいとしながらも、市は例として給料月額 27 万円の職員が休職し、そのために 1 年間臨時職員を雇用した場合の市の負担額の概算について答弁で示してくれました。

⇒期末勤勉手当を含めて年額で約 360 万円
⇒共済組合の負担金として約 63 万円
⇒臨時職員（週勤務時間 28 時間）1 年雇用分約 122 万円
合計＝約 545 万円

…次に年度ごとの数字を把握するため、平成 26 年度と 27 年度の市が長期休職者に対して負担した額について確認しました。この数字については、今まで市は計算をしていないということで、年間の負担金額の公表はしていませんでしたが、今回の質問に対しては答弁されました。

⇒平成 26 年度：休職者 5 名＝合計 663 万円
（内訳）給料及び各種手当の合計額＝298 万円
共済費＝365 万円（給与等を払わなくても共済費については使用者負担が出る）

⇒平成 27 年度：休職者 9 名＝合計 2105 万円
（内訳）給料及び各種手当の合計額＝1,630 万円
共済費＝475 万円

■市民の感覚と合っているか

…市の部長など組織マネジメントをすべき職に就いている場合、長期休職者の人数とそのための市の負担額をどこかで把握すべき。全体の件費はもちろんのこと、長期休職者により人員が減っている部署の状況や、そのための費用負担を把握することは経営の基本だと思います。庁舎内でマネジメント層の人たちが、これら経営の基本的な指標を金額ベースで確認し、課題解決や関連する問題を把握する機会を定期的に設けられているのかについて確認したところ「休職者の給与、これは別枠で統計はとっているが、庁舎内で共有するなど発表等はしていない。」とのことでした。

…公務災害ではない疾病について、労働基準法では特に定めはなく、民間企業の場合は、各社の就業規則の中で休職について取り決めをしている状況で、多くの企業では勤続年数や勤続要件を加味して設定されています。例えば、あるシンクタンクの調査では、病気での休職に関しては、勤続 1 年の場合は平均 15.9 カ月、勤続 10 年

は 24.8 カ月の休職期間を設けている＝雇用を保証している状況とのこと。この期間設定には、会社への貢献度ということが加味されていることが伺えます。市の場合も、長期休職の期間に関して勤続年数などは加味されているのかを確認したところ「特に勤続年数により休職期間の差は設けていない。入庁 1 年目でも 10 年目でも同じだ。これは東京都に準じており、他市も同じような状況だ。」との答弁でした。

…市職員の仕事の大変さは、民間にはない苦労もあることは十分理解していますが、毎年、東大和市の新規職員募集に対し、何十倍もの応募があるということの理由の一つには「公務員の安定性」というものも理由にあることは確かで、そのベースとなるのがこのような制度ではないかと思えます。

■良い緊張感を組織の風土とするように

…地方公務員法第 30 条の服務の根本基準では「全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされています。この条文と照らし合わせた場合、現在の東京都に準じた形の長期休職者への対応は妥当であり、市民の納得を得られる対応かどうか市の考えを確認したところ「税金が原資ということは強く認識をしているつもりだ。そして、やはり職員は職務で市民にお返しするしかない。ただ、職員に対しては長期休職になったからといって『早く退職してください』という考えではなく、極力ストレスを小出しにして、心身ともに病にならないよう努力し、一日も早く復帰して、仕事で市民にお返ししてもらうことを第一義的に考えている。勤務年数等で差をつけるのが良いのか、同一が本当に良いのかは、すぐに結論は出せないが、やはり民間準拠ということもある。東京都や国との協調を保つということとあわせて検討していきたい。」との答弁でした。

…私は病気で長期休職をやむなくされている職員を問題にしているのではなく、その際の組織としての対応やルールが組織風土、職員の意識やモチベーションに悪影響がないかが気になります。良い意味での緊張感を維持できるように、また「安定」ということだけではなく、原資である税金を支払っている市民の「納得感」と照らし合わせた規定の見直しやマネジメントを行ってほしいと提言させていただきました。

**東京都知事選挙期間中は選挙管理委員会の指導により、駅頭でのレポート配布等の活動が制限されます。
次回のレポート配布は8月1日の週となります。**

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」
【プロフィール】



1970 年 東京都北区生まれ。父の転勤で 1 歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山奥の小学校で臨時教諭として担任を 2 年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。『学校』の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク（※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換）に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。その後、人材開発部長を拝命。『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報などに従事。2011 年 4 月、初当選。顔の見える議員として、日々奮闘中。

東大和市 市議会議員
和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>
✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】 042-516-8546
〒207-0005 東大和市高木 3-274-2-102